HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシアにおける中央集権化と地方社会 : いわゆるグバー制の導入過程をめぐって
Author(s)	吉田, 俊則; Yoshida, Toshinori
Citation	スラヴ研究, 32, 26-53
Issue Date	1985
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5145
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113241.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ロシアにおける中央集権化と地方社会
—いわゆるグバー制度の導入過程をめぐって—

吉　田　俊　則

I.　はじめに
II.　グバー制度の史的変遷
III.　その構造について
IV.　犯罪とその社会的抑圧
V.　おわりに

I. はじめに

16世紀のロシア史は，その基本動向を，概略次のように特徴付けることができる。周知のようにロシアの国家統一は15世紀末のことであるが，いわゆるタタールの軛からの離脱，ロシア諸公国の併合等によって達成された新興モスクワ公国によるこの政治的・軍事的統一は，それだけではロシアの社会的統合の実現とはならなかった。国家・社会体制としてその成果を結実させるには，しばし歳月を要したのである。16世紀に実施された行政・軍事等の分野における諸改革，あるいは土地所有制度の再編やそれに伴う身分秩序の改変などは，こうした歴史的要請を反映するものであった。

本稿でとりあげるグバー (губа) 制度[1]の創出も，通説的には同じ歴史的文脈の中で行なわれた地方行政制度における改革的措置の一つで，ある種の犯罪の抑止と摘発を任務とする治安維持機構の姿で，より効果的な権力装置をそれぞれの地方社会に樹立しようとするモスクワ国家の中央集権化策の一つといわれる。革命前の史家 Б. Н. チチェーリンによれば，この改革は，16世紀におこなわれた多くの改革的措置のうち，もっとも成功したものの一つであったといわれる[2]。しかし，現在までのところ，その歴史的性格や意義が概説的に繰り返されることは多くとも，その生成・発展過程，要するにその実態は必ずしも十分に明らかにされていない。その点を検討するのが，本稿の課題である。

さて，このグバー制度に関してソヴェト史学での専門的研究は極めて少ないといえる。

1) 通例わが国では「郡制度」と訳されている。本稿では，のちの行論でしばしば登場する行政単位としての郡 (уезд) との混乱を避けるため，あえてこの訳語を使用しなかった。なお，「グバー」の語源については諸説あり，定説をみない。革命前の史家 С. А. シュマコーフは，いくつかの説を紹介しながら，最も妥当性の高いものとして，スカンジナヴィア地方で，一定の土地区画を示す語として用いられた《hubo》，あるいは《hobo》，または，ロシア語の волость (郷) に対応するドイツ語《Gau》の二説を挙げている。См. С. А. Шумаков, Губныя и земския грамоты московского государства, М., 1895, стр. 15. またグバー改革以前の史料では，例えばプスコフ裁判法第76条に《старость губьских...》という記述が出てくるが，その内容は同じものではない。См. Памятники русского права, вып. II, М., 1954, стр. 296.

2) Б. Н. Чичерин, Областныя учреждения России в XVII-м веке, М., 1856, стр. 450-51.

もっとも重要な史料であるグバー文書 (губная уставная грамота) も，多くは革命前の刊行本に頼らなければならないのであるが[3]，この状況は一般的には，次のような事情に起因している。1983年に出版された『革命前ロシアの国制史』の中で，その著者 Н. П. エローシュキンは「ソヴェトの歴史学の基本的（研究）対象は，社会経済史の諸問題であり……国制史の諸問題は，今日まで第二義的に扱われてきた」と述べている[4]。16世紀ロシアについても，第一義的に研究者の関心をひいたのは，いわゆる封建的土地所有の発達史であり，それに関連した階級斗争の諸問題などであった。国制史に関する研究全般が不振の中で，まして地方行政の問題は，さらに後景に置かれてきたといえる。

ではグバー制度の問題は，無視されてきたかといえば，そうではない。社会経済史研究においてもソヴェト史学は，16世紀におけるロシアの中央集権化の動向を基本認識とした。その線に沿って，土地所有制度の再編，ツァリーズムの支柱たる士族的土地所有体制の確立過程などが究明され，この時期の基本動向として結論付けられた。こうした理論的枠組は，他方で当然にも国家制度の漸次的拡大・強化というプランを含み，その限りでグバー制度にも歴史的評価が与えられねばならなかった。例えば，1955年に公刊された『ソ連邦史概説』で，地方行政の章を担当した С. К. ボゴヤヴレンスキーと С. Б. ヴェセロフスキーは，グバー制度に対し次のような明解な評価を下した。「16世紀の中頃，国家の中央集権化の進行と共に，また支配階級たる士族層の地方における地位を強化する必要に迫られて，地方士族の互選によるグバー長老を長とするグバー機関 (Губная изба) が創設された。グバー機関の任務は，公式には盗賊行為 (разбой) との闘争であったが，実際には封建的搾取の圧迫に対する農民的抵抗を抑圧することにあった[5]。」また翌年出版された『ロシア法記念碑』（第4巻）では А. Г. ポリャークが「グバー行政の諸機関は，まず第一に，反封建的抵抗の鎮圧のための道具であった」と特徴付けた[6]。

1950年代のこれらの評価は，結論からいえば，今日のそれと変わらない。しかし当時はまだ本格的実証研究の成果とはいえず，中央集権化という時代規定から導き出された一般論の域をあまり出ていなかった。この点を捉えて Н. Е. ノーソフは，次のように指摘

3) グバー文書は，『ロシア法記念碑』によれば，20通現存し，そのうち16通は刊行史料として入手できる（表I参照）。本稿では，以下の出版物を用いた。I. А. И. Яковлев (ред.), Наместничьи, губныя и земския уставныя грамоты Московского государства, М., 1895; II. С. А. Шумаков, указ. соч.; III. его же, Новыя губныя и земския грамоты, 《Журнал Министерства народного просвещения》, окт., 1909, стр. 329-416; VI. Л. В. Черепнин (ред.), Памятники русского права, вып. IV, М., 1956, стр. 173-226 (далее-ПРП.). このうち，最も基本的なものは，А. И. ヤコヴレフ編の史料集で，14通収録されている。ただし ПРП. に収められた2通を除いて，条項分けがなされていない。また英訳の史料としては，*Michigan Slavic Materials*, No. 7 (*Muscovite Judicial Texts 1488-1556*), Ann Arbor, 1966, pp. 33-43 を利用した。

4) Н. П. Ерошкин, История государственных учреждений дореволюционной России, М., 1983, стр. 18-19.

5) Очерки истории СССР. Период феодализма XVII в., М., 1955, стр. 384.

6) ПРП., вып. IV, стр. 174. チェレプニーンや А. А. ジミーンも同種の見解を述べている。См. Л. В. Черепнин, Комментарий (к Судебнику 1497 г.), 《Судебники XV-XVI веков》, М., 1952, стр. 60; А. А. Зимин, Тысячная книга 1550 г. и Дворовая тетрадь пятидесятых годов XVI века, М., 1950, стр. 4.

している。「そこ（ソヴェト史学）では，グバー改革は一度も専門的研究対象とはならなかった。しかし何らかの程度で16世紀の地方改革にふれたほとんどの著作（それが概説的なものであれ専門的なものであれ）において，グバー改革の大きな意義が指摘されているだけでなく，特にその階級的性格が強調されている[7]。」

さて，1957年にそのノーソフのグバー制度研究が発表された。これは，ソヴェト史学における本格的実証研究の最初のものであり，今日までその代表作といえる。先の発言からして，彼の研究は，それまでの「常識的理解」を覆すかとの期待をいだかせるが，結果はそうではなかった。むしろそれまでの理解に根拠を与えるという形で，彼の実証性は発揮された。主な論証点を拾ってみると，第1に，史料上盗賊や窃盗犯（тать）と記された「犯罪行為」の「反封建的」な階級的本質の検証，第2にグバー改革に政府を踏みきらせた直接的諸契機の解明（特に1537年，アンドレイ・スタリツキー公の反乱による政情不安が重視される），第3にグバー機関の若干の構造分析（農村型，都市型，国有地型などの類型化），第4に政府部内における改革実施への意志形成過程と，それをめぐる政治的対立の分析，などである。これらの諸点を示したのち，結論においてノーソフは，士族的・階級的機関としてのグバー制度というそれまでの性格規定を支持した。今日の通説も直接には，このノーソフ説に従っているわけである[8]。

ところで，こうした研究によって明らかにされた範囲は，ある意味でかなり局限されているともいえる。一言でいえば，そこでは，地方行政制度導入に際しての国家の動向（改革意志，その方針など）は語られているが，新しい秩序の導入によって，それへの対応と服従を迫られた地方社会の動向にふれられることが少ない。施行された制度の実態についての知識に具体性が欠ける印象をうけるのも，おそらくこの点に関連しているように思え

7) Н. Е. Носов, Очерки по истории местного управления русского государства первой половины XVI века, М., 1957, стр. 204-5. См. его же, Губная реформа и центральное правительство конца 30-х-начала 50-х годов XVI в., 《Исторические записки》, т. 56, 1956, стр. 206-234.

8) Там же, стр. 201-339. なお，本節では紙幅の関係上，革命前の諸研究にふれることができなかった。ノーソフは，研究史を述べた箇所で，革命前の研究には辛い評価を下している。それらが総じて「グバー制度の階級的本質を否定する」見地に立っているためである（там же, стр. 201-203.)。確かに，当時の研究は，階級的社会構成について明示的に語っているわけではない。例えば，В. О. クリュチェフスキーのように「国家的課題への自覚」がグバー制度を生み出したとする見方（В. О. Ключевский, Сочинения, т. II, М., 1957, стр. 358.）は，当時の研究者におおむね共通する考え方といえよう。もう一つの特徴は，グバー制度をオープシチナ＝農村共同体との関連で論じていることで，この点はノーソフの研究にはみられない。それらについては，個々の論点で秀れた指摘を含んでいるので，以下の行論で必要な限り言及したいと思う。なお当時の研究動向については，次を参照。В. Курдиновский, Губныя учреждения Московского государства, 《Журнал Министерства народного просвещения》, окт., 1895, стр. 288-290. また欧米の研究で代表的なものとして，J. L. Keep, Bandits and the Law in Muscovy, *Slavonic and East European Review*, No. 84, vol. 34, Dec. 1956, pp. 201-222 がある。この内容は，基本的にシュマコーフ説に従っており，ソヴェト史学よりは革命前の考え方に近い。両者の見解の違いは，Keep 論文に対する С. М. カシュターノフの次のような批判に，端的に表われている。「16-17世紀のグバー行政に関する彼の論文は，グバー行政の階級的本質を無視し，グバーの諸機関が，17世紀に官僚化するまでは，人民の利害に応えるものであったかのように描いている。」(С. М. Каштанов, К проблеме местного управления в России первой половины XVI в., 《История СССР》, №. 6, 1959, стр. 135.

る。改革的措置が一時的エピソードに終らず，何らかの程度で持続性と日常性を獲得したとすれば，多かれ少なかれ地方社会の所与の諸条件に規定され，何らかの形でそれと融合していった結果ともいえる。グバー制度は，1530年代末に導入され，紆余曲折を経ながら，少くとも一世紀以上存続した。従って，そのような相互作用をみるには適した対象といえる。

地方行政制度の構造におけるこうした二元性は，さしあたりは一般論として指摘できるにすぎない。以下の考察では，こうした視角を含みながら，グバー改革の政治的性格よりも，まず地方社会に即したその在り方に焦点をあてて，基礎的研究ではあるが，主として16世紀における歴史像を再構成してみたいと思う。

II. グバー制度の史的変遷

さて，その構造分析の前に，若干の予備考察が必要である。ここでは，次節以下の内容に重複しない範囲で，改革の発端とその後の史的変遷を概観したいと思う。

1. 史料について

グバー制度導入を告げる史料は，まず第1にグバー文書である。この種の文書は，表Iに掲げたとおり，20通現存し，一部はグラーモタ（《губная уставная грамота》，9通）で，他の一部は訓令（《губной уставной наказ》，11通）と呼ばれるものである。これらは，いずれも大公の名でそれぞれの地方宛に交付され，当該地方におけるグバー制度の設置とその運用細則を定めたものである。

その基本的内容を次に実例で示す。現存最古のもの，1539年10月23日付でベローゼロ郡に交付された文書（文書1，以下史料は表Iにある文書No.で示す）には，以下のように記されている。

「全ロシアの大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチから，ベローゼロ郡の……何人も例外なく（あらゆる階層の人々）へ。われわれに嘆願があった，（それによると）汝等の郷で多くの村や部落が掠奪され，汝等の財産が奪われ，村々や部落が焼かれ，路上で多くの人々が襲われ，傷つけられ死に至らしめられている，また，汝等の郷のほかの多くの者どもは，盗賊を匿い，あるいは掠奪の現場から盗賊どもを立ち寄らせ，掠奪の品々を運び込ませている。そのためわれわれは，ベローゼロの汝等に対し，捜索官（обыщик）[9]を遣わしたが，……（それらの）捜索官達と（それを補佐する）執行吏（недельщик）[10]によって，汝等は甚大な被害を蒙っており，さらに（犯罪捜査の）遅滞が著しいために，汝等は，われわれの捜索官達と共同で，悪党たる盗賊たちを捕えることができず，汝等自身が，われわれの許可なしで盗賊を探し出し捕えることはできない，という。」（括弧内は筆者による意味上の補足，以下同様。）そこで大公は次のような措置を命じた。

「……汝等はみな一堂に会し，……各郷につき3～4名のボヤールの子等を統領（голова）

9) 刑事事件に際して，随時地方に派遣された役人。その名称は，第IV節でふれる「審問（обыск）」に由来するものと思われる。17世紀では，сыщик と呼ばれる。

10) 被疑者の逮捕・裁判への召喚などを行った。その名称は неделя（一週間）に由来する。彼らが週ごとに任地を移動したためといわれる。

表 I グ バ ー 文 書 目 録

		交付年月日	名 称	出典※	文書No.
第	1	1539年10月23日	Губная Белозерская грамота	I	1
	2	1539年10月23日	Губная Каргопольская грамота	I	2
	3	1540年 2月 8日	Губная Слободская грамота	I	3
	4	1540年 8月31日	Губная Соль-Галицкая грамота	I	4
I	5	1541年10月23日	Губная грамота селам и деревням Тороицкаго Сергиева монастыря, в Тверском, Новторжском, Старицком уездах.	I	5
期	6	1541年11月25日	Губная грамота селам и деревням Тороицкаго Сергиева монастыря, в Бежецком уезде	I	6
	7	1541年〔1542〕3月 2日	Вятская губная грамота	II	7
	8	1549年 9月27日	Губной наказ селам Кириллова монастыря	I	8
第	9	1555年 8月25日	Губной наказ в г. Медынь	III	9
	10	1555年 9月24日	Губной наказ в г. Владимир		
II	11	1555年11月21日	Губной наказ в г. Переяславль Рязанский		
	12	1555年12月20日	Губной наказ в г. Старую Рязань		
期	13	1556年 2月 3日	Наказной список губным старостам...в Зубцовском уезде	I	10
	14	1559年 5月 6日	Новгородский губной наказ		
	15	1571年 3月12日	Царский наказ Белозерским губным ст. и цел.	I	11
第	16	1586年 2月 2日	Губная грамота Троицкому Сергиеву монастырю	I	12
	17	※ ※	Монастырской наказ... старосте Измире Амосову	I	13
III	18	1592年 3月14日	Губная грамота крестьянам разных уездов боярина Д. И. Годунова	I I	14
期	19	1667年10月 4日	Царская грамота в Бежецкий Верх на Городецк	I	15
	20	1679年12月13日	Губный наказ стольнику и воеводе Степану Ловчикову	I	16

※ 出典（本稿第1節註3参照）
I. А. И. Яковлев (ред.), Наместничьи, Губныя и земския уставныя грамоты московского государства, М., 1895.
II. С. А. Шумаков, Новыя губныя и земския грамоты, 《Журнал Министерства народного просвещения》, отк., 1909.
III. Л. В. Черепнин (ред.), Памятники русского права, вып. IV, М., 1956.

※※ 文書冒頭部分の欠損のため交付年月日不明。その内容から，1586年の文書12の直後の交付が推定される。

となすこと，またそれらの者たちは読み書きができ適任であること，さらにそれらの者たちと共に，長老，十人長及び善き人々に農民5～6名，そして（汝等）自身で，そのスタンと郷において，悪党たる盗賊たちを.....自から探し出す。」盗賊及び彼らを匿うもの，さらに掠奪品の隠匿に協力するものなどは，これら選ばれた人々が「捕え，審問し，証拠をつきつけ，拷問に付し」，有罪の評定や自白を得たなら「笞刑に処し，のち死刑に処す」ことが許された[11]。

のちに検討するように，グバー機関の形態はいくつかの種類に分けられるが，ベローゼロの文書に規定されたこのタイプは，最も代表的なものといえる。さしあたり，特徴付け

11) А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 51-53.

れば，地方住民によって選出されたグバー役人から成る，ある程度自律的な盗賊対策のための治安維持機構である。

グバー文書は，その後17世紀後半に至るまで交付され続けた。その年代的分布状況は，ほかの若干の史料を重ね合わせることで，グバー制度の史的変遷に関する一定の知見を与えてくれる。交付者の違いによって，従ってある程度交付年代を基準に分類すると，次のようなグループ分けが可能である。

第Ⅰ期	交付者イヴァン4世 ただしその摂政期	7通 (1539—1541)	いずれも グラーモタ
第Ⅱ期	交付者イヴァン4世 その親政期	8通 (1549—1571)	いずれも訓令
第Ⅲ期	交付者フョードル アレクセイ フョードル3世	5通 (1586—1679)	グラーモタ3通 訓令2通

第Ⅰ期と第Ⅱ期，即ち1539-41年及び1550年代に，比較的文書の交付が集中している（表Ⅰ参照）のが特徴である。

2. 改革の開始

それぞれの時期は，おおよそ次のように意味付けできると考える。

まず第Ⅰ期。通常この時期を指してグバー改革期とされる。しかし7通の文書が交付されていることだけでは，改革実施の広がりを推しはかることはできず，この段階でまだ全国立法にグバー制度への言及がないことを考え合わせると，全国的施策であったか否かにも，多少の疑問が残る。その点補足が必要である。

H. E. ノーソフは，改革が全国的規模で行なわれたことを力説した。彼はまずグバー改革の政治的性格（即ち階級的支配の強化）からして，本来全国的に実施されねばならない必然性をもっていたことを主張しながら，若干の論拠を提示した。その一つは，プスコフ年代記の中にあるグバー改革に関する記述である。それには，1541年に「すべての大きな都市」と「付属都市（пригород）や郷」に，グバー制度が導入されたと記されている。この記述には，ノーソフも認めているように，若干の事実関係の齟齬がみられる。従って全面的信頼をおくことはできないとしても，傍証の一つではあり得る[12]。第二は，グバー文書自体の記述である。グバー機関の任務は，基本的には自己の管区内における盗賊，並

12) Н. Е. Носов, Очерки по истории местного управления ..., стр. 282-286. См. И. И. Смирнов, Очерки политической истории русского государства 30-50-х годов XVI века, М.-Л., 1958, стр. 75-92. プスコフ年代記の記述で問題になるのは，第一に，グバー導入の開始を1540年または41年としていること，第二に，士族からグバー長老を選ぶのではなく，農民から統領を選ぶ方式が，当時全国で実施された，としている点である（この点は，本稿第Ⅲ節を参照）。スミルノフも，その見解に従ったノーソフも，これらの点について，年代記作者が，全国的なグバー導入の実態を知らずに，おそらく40年か41年に行なわれたプスコフにおけるグバー改革の見聞を基にして記述を行なったためと考えている。ところで，グバー改革の開始期は，現存最古のグバー文書の交付年からみて，1538年または39年と考えられているが，この点には，16世紀初頭と考えるべきとするシュマコーフなどの異論もある（С. А. Шумаков, указ. соч., стр. 40-41.）。なおプスコフ年代記の史料としての性格などについては，石戸谷重郎「プスコフ年代記—刊本・写本および抄訳—」）『奈良文化女子短期大学紀要』，第12号，1967年）を参照されたい。

びにその共犯者の摘発であった。ある盗賊が捕えられたとき，彼の罪証を固めることは第一の任務であったが，拷問等の手段によって共犯者についての供述を引き出すことも重視された。そして，そこで名指しされた共犯者がもし他都市（従って他のグバー管区）に住む場合を想定して，次のような規定がグバー文書にもられた。「……盗賊がほかの都市に住む自分の仲間（である）盗賊を供述したとき，汝等は，それらの盗賊たちについて，……その都市で，その件（グバーの任務）の統領を司るボヤールの子等に書面を書き送る……。[13]」ここから判断すると，グバー制度のシステムは，一応全国的ネットワークを前提に構築されていたことになり，ノーソフも，改革の全国的規模，その一律性を結論付けた[14]。

しかし，C. M. カシュターノフも批判するように，この点の論証は多少強引であり，依然として仮説的というべきである[15]。むしろその後の状況(のちに述べるような1550年代の全国化に向けてと思われる一連の措置など）を考え合わせると，この時期にはまだ地域選択的に実施されたと考えるほうが妥当と思われる。ただしこの捉え方は，改革の発端をめぐるかつての理解に立ち戻ることを意味しない。

先に引用したように，グバー文書には，地方住民の「嘆願」文が引用されている（文書1，下線部分)。革命前ロシア史学で，このテーマを扱った少なからぬ史家が，「嘆願」とそれへのモスクワ国家の応答というグバー文書冒頭のこの記述を事実とみる立場から考察を加えた。従って，グバー制度導入は，自治を求める地方の共同体の願いにその端を発したものであり，全国一律の施策ではなかった，と説明された。盗賊の横行が顕著でなかったり，既存の地方行政機関である代官制度がよく機能している地方では，嘆願は行なわれず，従ってグバー制度の導入もなかった，ということになる[16]。

しかし史料を比較検討すると，この嘆願文の信憑性には，否定的にならざるを得ない。グバー文書は，内容上いくつかの類型が識別されるとはいえ，地方ごとに交付された文書にしてはその記述に画一性が強い（表 II 及び表 III を参照)。そして「嘆願」に関する部分には，その傾向が最も著しく，盗賊の横行と大公派遣役人（捜索官や執行吏など）の職務怠慢を基本的モチーフとする記述が，場合によっては一字一句たがわずに，第 I 期を中心とした少くとも8通の文書に共通している[17]。従って，そこからストレートに事実

13) 文書1(А.И. Яковлев, указ. соч., стр. 52), 3, 6, 7, 8, 14 に共通。文書 9, 10, 11, 13 にも同趣旨の規定があり，その手続きについて一層詳しく書かれている。

14) Н. Е. Носов, указ. соч., стр. 299-300.

15) С. М. Каштанов, указ. ст., стр. 146-147. カシュターノフは，当初グバーはロシア北部にだけ導入されたと考えている。農民緊縛化の進んだロシア中央部から，比較的そうした抑圧の弱かった北方諸郡への農民の流入，その流民化に対応した施策が，グバー制度であったとする。

16) См. А. Д. Градовский, История местнаго управленія в России, т. I, СПБ., 1868, стр. 103-105; И. Дитятин, Из иотрии местнаго управления,《Русская мысль》, кн. 5, 1866; В. Курдиновский, указ. ст., стр. 287-288.

17)「嘆願」文は11通の文書に収められている。文書1の記述（А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 51) を原型とすると，文書 2, 3, 6, 7, は細かい点を除いて，文体・内容とも同一といえる。文書 8, 9, 10（いずれも1550年前後のもの）になると，その記述が若干簡略化し，文書 12, 14（第 III 期のもの）では，文書1型の記述とそれぞれに独自の部分とが混在している。例えば文書14の記述は次のようになっている。「以前彼らの下に，わが父，ツァーリにして大公のイヴァン（4世）

表 II　グバー文書の条項区分

以下は，C. A. シュマコーフが，グバー文書の比較検討から得た条項区分である。原文には条項区分がなく，ここでは，表現と内容の共通した部分が 49 項にわたって摘出され，シュマコーフの構想に従って，配列されている。従ってその順序は，原文の記述の順序に一致しない。各文書につき，表 III に従って本表の各条項を並べかえると，原テキストを再現できる。

(C. A. Шумаков, Губныя и земския грамоты . . . ., стр.114-160, 216-217.)

条項	文書 No. 1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16
1 交付者及び被交付者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
2 交付の理由(嘆願の引用)	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	
3 選出グバー役職の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
4 選出に関するモスクワへの報告，及び被選出者のモスクワへの出頭	○	○		○		○	○				○			○	○
5 グバー義務の政府役人への委託・その方法														○	○
6 グバー機関の義務									○	○	○		○	○	○
7 グバー機関によるグバー義務の住民への布告														○	○
8 グバーの権限の私的目的のための行使の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
9 賄賂等に関するグバー機関の相互監視								○	○				○		
10 グバー機関による職権濫用に対する処罰											○	○			○
11 住民からの収賄の禁止															○
12 獄舎に関する規定											○				○
13 盗賊の長期間投獄の禁止												○		○	○
14 到来者・通過者の監視				○	○						○				
15 審問	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○		○
16 盗賊を匿うこと，黙過することの禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 審問における偽証について												○		○	○
18 誣告について														○	○
19 窃盗について								○	○			○	○		
20 盗賊の捕縛と処刑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 グバー管区をこえての盗賊の追跡	○	○	○			○	○	○					○		○
22 (捕えられた)盗賊による同一グバー管区に住む者についての告発	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○		○
23 (捕えられた)盗賊による当該グバー管区外に住む者についての告発	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○		
24 自白がなく，審問で無罪とされた場合の告発の効力									○	○		○			
25 告発があり，審問で無罪とされた場合の自白の効力									○	○		○			

表 II—②

条 項	文書 No. 1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16
26 審問で無罪を宣告された場合の告発の効力									○	○		○			
27 自白がなく，審問で有罪と宣告された場合の告発の効力									○	○		○			
28 自白があり，審問で有罪と宣告された場合の告発の効力									○	○		○			
29 証拠があり，審問で有罪と宣告された場合の告発の効力									○	○		○			
30 自白も告発もなく，審問で有罪と宣告された場合のその宣告の効力									○	○		○			
31 審問で意見がわかれたとき									○	○		○			
32 告発をうけた者の元の居住地における審問（の手続き）									○	○		○			
33 (報告書の)手本作製の禁止															○
34 審問より前の拷問について									○	○		○			
35 сыск を裁判で代替する場合															○
36 сыск と処罰に関する文書作製とそれへの署名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
37 グバー機関の会計報告															○
38 裁判手数料について										○					○
39 被処刑者の財産に関する規定	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○
40 決定に際して，全グバー長老の共同で行なわれる件と，その必要のない案件								○					○		
41 代官・郷司の裁判との関係								○	○				○		
42 共同裁判					○	○				○	○				
43 報告について								○	○			○	○		
44 グラーモタの保管とその写しの配布	○	○	○			○	○								
		○	○	○	○	○	○								
45 交付の場所と時	○							○		○	○		○	○	○
46 署名と印章			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
47 ボリス・ゴドウノフによる確認											○				
48 ヴァシーリー四世による確認											○				
49 ミハイル・ロマノフによる確認											○		○		

表 III

文書 No.														
1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16
1	1	1	1	1	1	1	45	1	45	1	3	49	1	1
2	2	2	3	2	2	2	1	2	1	2	15	45	2	5a
3	3	3	14	3	3	3	2	3	3	3	17	1	5	11
15	15	15	20	14	15	15	3	6a	6	12	36	2	6	12
20	20	20	36	20	20	20	15	15	15	4	20	3	20	5b
22	22	22	39	36	22	22	20	36	36	6	22	15	13	6
23	23	23	8	39	23	23	22	20a	20	14	24	20	7	3
21	21	21	16	8	21	21	23	22	22	20	43	22	16a	7
36	36	36	45	16	36	36	21	24	24	36	25	23	18	16
8	8	8	46	42	8	8	19	25	25	8	26	21	16b	18
16	16	16		45	16	16	36	26	26	10a	28	19	17	15
39	39	39		46	39	39	8a	28	28	42	27	36	45	17
4	4	4			4	4	16	27	27	10b	16	8a	46	20a
44	44	44			44	44	39	16	16	45	30	16		33
45	45	45			42	45	40a	30	30	46a	31	39		20b
		46			45	46	43	31	31	47	34	40		39a
					46		41	34	34	48	32	43		20c
							40b	32	32	49	29	41		22a
							8b	29	29	46b	23	6		20d
							9	3	23		19	8b		13
							46	19	42		13	9		22b
								20b	38		8	46		21
								8	46		10			39b
								10						38
								43						35
								6b						8
								41b						37
								9						10
								46						45

からグラーモタが与えられた。そのグラーモタに従って，Чаронская округа と Вещеозерская 郷では，彼らの下に自分たちのグバーがあり，窃盗や盗賊行為に対して，グバー長老と宣誓人達を彼ら自身で選出した。(それは)，彼らのところに，それらの盗賊について，捜索官や執行吏が派遣されたが，われわれの捜索官や執行吏のために，甚大な損害を蒙ったためである。」下線部は，明らかに文書1型の嘆願の痕跡といえる (А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 88.)

さて，ここで問題となるのは，いかなる意味でも住民の嘆願などは存在しなかった，ということではない。代官行政の不満や土地問題など，様々な種類の階層ごとの嘆願は当然あり得たと考えられる。しかし，グバー文書にあるような全階層による嘆願が，1538-41年の比較的短い時期に集中し，しかも犯罪の横行による治安の乱れを訴えるという同じ趣旨で出された，という事態は想像しにくい。従って，正確にいえば，嘆願の有無が問題ではなく，グバー文書の記述にあるように，地方ごとの嘆願がグバー制度導入の直接のきっかけとなったと考えることができるか，という点が問題なのである。のちに述べる犯罪の社会的性格や，グバー行政の義務的性格などを考えあわせると，この点には否定的にならざるを得ない。

関係を読み取ることはできない。ロシア史上，農民や地方士族の嘆願行為が根強い伝統としてあったことは認められても，この場合には，政府が一定の政策的意図のもと，「嘆願」の内容を編集してグバー文書に盛り込んだとする，ノーソフの解釈が妥当なものと思われる[18]。

こうした点から，改革の発意は地方住民ではなく，中央政府に認められるべきであり，ノーソフが明らかにしたように，16世紀前半における治安と政情における不安状況，また同時期一般的に観察される代官制度の解体・衰弱化の現象が，いずれにしろ新しい地方行政制度の創設を要請したといえよう[19]。この意味では，確かに政府による改革であった。

3. 発　展　期

1550年代を中心とする第 II 期には，先にふれたとおり，グバー制度の「全国的」普及を意図したと思われる一連の措置がとられる。以下その点を列挙する。

第1に，グバー制度が法典に登場するようになる。1497年法典にはグバー制度への言及がないのに比べ，1550年法典には，代官の行政権限とグバー長老のそれとの整序の必要から，断片的ではあるがグバー制度への言及がみられる[20]。

第2に，グバー制度そのものに関する全国立法がなされる。1555年1月18日付で「盗賊に関する決議」，同年11月26日付「窃盗に関する勅令」，1556年8月22日付「グバーに関する決議」などである[21]。これらの法令はいずれも，グバー機関における取調べ手続きの細則，あるいはその任務遂行上の留意点などを定めたもので，グバー長老の責務，審問の在り方，証言の取扱い，獄舎の管理などの事項について，詳細な記述が含まれている。ちなみに，窃盗については，第I期の文書では，文書3を例外として言及されていない。1550年法典第60条とこのとき出された「勅令」によって，本格的にグバー機関の任務に加えられたと考えられる。

第3は，地方におけるグバー制度に対応して，中央官署 Разбойный приказ が設置されたことである[22]。第 I 期の文書では，グバーを管轄する中央機関は必ずしも一定しな

18) Н. Е. Носов, указ. соч., стр.240-241.

19) 代官制度の16世紀前半における衰退現象については，次を参照。С. Б. Веселовский, Феодальное землевладение в Северо-Восточной Руси, т. I, М., 1952, стр. 274-279; А. А. Зимин, Из истории центрального и местного управления в первой половине XVI в.,《Исторический архив》, 3 (май-июнь), 1960, стр. 143-144; его же,《Приговор》1555-1556 г. ликвидация системы кормлений в русском государстве,《История СССР》, №. 1, 1958, стр. 178-182. 扶持としての代官職は，まずその管轄が細かく分割され，任期も短縮される。行政課題をいかに遂行するかではなく，要するに利権として，そのポスト数の水増しが行なわれるわけである。その背景には，代官への任官者グループに，本来の公，ボヤーリン層に加えて，多くの士族層が割り込んでくるようになった事情がある。ヴェセロフスキーによれば，こうした扶持の分割によって，代官職は，行政官から，単なる税徴収者へと転化してしまったといわれる (указ, соч., стр. 277).

20) 1550年法典第60条。ПРП., вып. IV, стр. 247. См. И. И. Смирнов, Судбник 1550 г.,《Исторические записки》, т. 24, 1947, стр. 287. ここでスミルノフも，1550年法典がグバー制度の本格的導入への画期であったと述べている。

21)《1555 г. 18 января. Приговор о разбойных делах》,《1555 г. ноября 26. Указ о татебных делах》,《1556 г. августа 22. Приговор о губных делах》, в кн.《ПРП.》, вып. IV, стр. 357-70.

い。文書1では，「モスクワの，盗賊事件を司るわれわれのボヤール」に服属すべきことが規定され，これが最も一般的であった[23]。しかし文書3では「モスクワの代官たる……シュイスキー公[24]」に，また文書7では「われわれのボヤールにして宮宰……」に服属すべきとも記されている[25]。これに対し，1550年代の文書から，服属すべき中央官署として《Разбойная изба》あるいは《Разбойный приказ》という名称がほぼ例外なく使われるようになる[26]。

さて，こうした動向は，グバー文書の形式と内容にも，一定の変化をもたらした。一見してわかるのは，この時期以後グラーモタではなく，訓令の形で文書が交付されるようになることである。両者の形式上の違いは，グラーモタがグバー制度の設置を今初めて裁可するという文脈で書かれ，従って当該地方住民一般に交付されているのに対し，訓令は，既に存在するグバー機関に与えられたという点にある。外見からいえば，前者は特権賦与の作法に則った証書であり，後者はいわば下命書なのである。

この転換のもつ意味は，おおよそ次のように考えられる。そもそもグバー制度の導入が当初特許状の形式でなされたのは，特権を与えようとした故とは考えられない。グバー文書が恵与状（жалованная грамота）などに代表される本来の特許状と共通している点は，与えられる権限の性格ではなく，いずれにしろ特定の地域に例外的な制度をしくという点に求められるべきである。グバー制度が一般化し，全国立法が整えられてくると，私領主に対して交付される場合を除いて，グラーモタ形式の文書は姿を消し，訓令が登場するようになる[27]。

内容上両者に本質的な違いはない。ただ1550年代の二つの決議と1つの勅令を反映して，1555年交付の文書9以降，若干の権限の拡大と，捜査・審問手続の諸規定に厳密化の傾向が認められる。その主な点は，第4節で述べる。

さて以上の諸点は，グバー制度がその普及と成熟の度合において，1550年代に新しい段階に入ったことを示すように思われる。その意味で発展期といえよう。

最後に，16来紀末から主として17世紀にまたがる第三期について，本稿は直接検討の対象としていない。ここでは，チチェーリンとB. クルディノフスキーの研究に従って，その廃止までの過程を簡単に記すに留める。一般的傾向からいえば，初発におけるグバー制度の在り方からのいわば逸脱・変質が指摘される。17世紀に入ると，グバー機関は，大幅にその権限が拡大される。宗教的異端，殺人，放火，自殺，姦通などまでが，その任

22) 通説的には，1555/56年に設置されたと考えられている。ノーソフやA. K. レオンチェフなどは，1539年説をとるが，これは今のところ，39年にグバー制度が全国的に導入されたという理解にたった類推である。

23) 文書1，2，4，5，6，8.

24) А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 58.

25) С. А. Шумаков, новыя губныя и земския грамоты, стр. 339.

26) 文書9，10，11，12，13.

27) 実際には，これ以後にも3通のグラーモタが交付されている。しかしこれらはいずれも，地域一般ではなく，私人宛に交付されている点が共通している。そのため形式において特許状の形が維持されたと考えられる。См. С. А. Шумаков, Губныя и земския грмаоты ...., стр. 17.

務の対象に加えられ[28]，また今日的な見方をすれば，民事に係わる事項にまでその権限が及ぶようになる。しかしその反面で，大公の任命によるグバー長老が登場するようになる。こうなると，グバー長老は，当時地方行政一般を司った地方長官（воевода）とその性格において選ぶところがなくなり，従って，現実にも管轄をめぐって，相争う事態が生まれる。こうした変化の画期を成すのは，1604年に始まるいわゆる動乱時代であった。この時期地方支配の権限は地方長官に集中し，グバー制度は事実上廃止されたといわれる。その後1627年勅令によって復活し，1649年いわゆる会議法典にもその役割が規定される。1679年再びグバー長老制は廃止され，1684年の一時復活ののち，1702年ピョートル1世によって最終的に廃止されることになる[29]。

III. その構造をめぐって

前節で，歴史の縦軸に沿ってグバー制度の在り方をみてきたが，次にそのいくつかの断面にふれたいと思う。その組織の構成に関する問題である。

1. グバー制度の諸類型

グバー制度を士族的機関と特徴付けるとき，その第1のメルクマールは，責任者たるグバー長老（губный староста）が，いわゆる士族層（「ボヤールの子等」）から選出されることであった。しかしこのことは大まかにそういえるだけであって，事態はもう少し複雑である。まず改革期の7通のグバー文書からみると，機関の構成には，以下のような諸類型が認められる。

①「士族」型

前節で引用した文書1がその代表であり，文書2，7がまったく同じ形式をとる。交付対象地域は郡全体，グバー機関の設置は，郷，スタン，ポサード等，郡に対する行政の下位区分ごとに[30]，と指示されている。交付の宛先として，「諸公，ボヤールの子等」を筆頭に，「長老達，百人長達，十人長達」，あらゆる種類の農民，各種非農業民まで，地域の全階層が丁寧に列挙されているのが特徴的である[31]。グバー集会において，郡内の各郷及びスタンごとに，「ボヤールの子等」から3～4名統領を選出し，グバーの責任者とする。

---

28) 1649年会議法典第21章を参照。Соборное уложеине 1649 года, М., 1961, стр. 265-287.

29) См. Б. Н. Чичерин, указ. соч., стр 500-504; В. Курдиновский, указ. ст., (дек.) стр. 316, 339-342.

30) 以下にもしばしば言及される行政区分について，ここで簡単にふれておきたいと思う。農村地域に関していえば，郡—スタン・郷—村・小村—部落という大ざっぱな序列を考えることができる。スタンと郷は同格か，あるいは前者が二～三の郷を併せたものであったようである。都市は一般に三つの部分に分かれていた。核となるゴロド，そのまわりにポサードとスロボダーがある。本稿でしばしば言及されるポサードは，いわば商工民定住区で，本来の一般都市民の居住区であった。その近効に，軍人や，下級奉公人，聖職者などの集落スロボダーがあった。

31) この部分を，例えば文書7から示す。「諸公，ボヤールの子等，すべての奉公人達，長老達，百人長達，十人長達，余大公の農民達（御料地農民），封地の農民達，修道院の農民達，国有地農民達，養蜂者達，漁師達，など誰であろうとも例外なく。」(С. А. Шумаков, Новыя губныя и земския грамоты, стр. 332.) 第II期の文書9，10，11なども同じような全階層列挙の記述を含んでいる。これらの記述は，ただし，まったく同じというわけではなく，農民のカテゴリーなどで，いく分かの差異は認められる。

下役として，長老達，十人長達，5～6名の「善き人々」が統領と「共にある」べきことが指示されている。

② 修道院領型（文書6）

これは，第1の型の亜種といえる。ヴェジェツキー・ヴェルフ郡内のトロイツェ・セルギーエフ修道院領，二つのスタンにあった6箇所の村（село）及び小村（сельцо）とそれに付属する複数の部落（деревня）を対象に交付された。被交付者について①型のような全階層の列挙はなく，単にそれらの村々の「全農民」と記されている。そもそも交付対象地域が限定されていたためか，この文書には「各郷ごとに」という一句がない。対象となった所領全体に単一のグバー機関が設置されたと考えられる。グバー統領には，選出士族ではなく，修道院の領地管理人（прикащик）があてられた。その配下に，「長老達，百人長達，十人長達，善き人々を選ぶ，彼らは善良にして，われわれの任務にふさわしいものであること」と記されている[32]。

③ 国有地型（文書3）

この文書は，ヴャトカ地方の北西部スロボドスキー・ヴェルフニー・ゴロドク（及びその周辺の若干の郷・スタン）に交付された。被交付者は，「長老達，百人長達，十人長達」及び全階層の農民である[33]。ノーソフによれば，この地域は16世紀中頃まで封地や修道院領の普及度が低く，都市的小集落たるゴロドク（городок）もさしあたり軍事・行政の拠点にとどまっていた。従って，地域の基本的性格は，周辺郷で優勢であった国有地の小農民経営によって特徴付けられた[34]。グバーの構成もそれに対応する。

各スタン，各郷で「宣誓人（複数）」（целовальник）をグバーの統領とする。それと共に「3～4名の善き人々」が補佐役となる。いずれも読み書き能力が条件となっている。統領たる「宣誓人」は，この場合国有地農民から選出された[35]。

④ 都市型（文書4，5）

文書4は，当時製塩業が盛んなことで知られた商業都市ソーリ・ガリツキーの「百人長達，長老達，十人長達」及び「ゴロトとポサードとスロボダーの全住民」に宛てて交付された。ここでの組織構成は，次のように記されている。

「汝等に，われわれのグラーモタが送致されたなら，すぐに.....10戸につき十人長1名，

32) А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 62-65. 第 III 期では，文書12が同じ類型といえる。

33) Там же, стр. 55-58. ここで全階層の農民というのは，次のような三階層である。《христьяне лутчие（富める）и середние（普通の）и молодые（貧しい）》.

34) Н. Е. Носов, указ. соч., стр. 252.

35) ノーソフは，国有地型のグバー制度の出現を，当時の政府部内におけるベリスキー派とシュイスキー派の政治的抗争に関連付けて説明している。即ち皇母エレナ・グリンスカヤ没後イヴァン・シュイスキーによって国有地型文書が交付されたが，その後ベリスキー派が政権を掌握するに及んで，士族層の利害の堅持の観点から，このタイプの文書の交付を中止したと説明される（там же, стр. 261, 306-307）その点はともかくとして，国有地型は，この文書3しか見当たらず，どれ程普及したかはっきりしない。一つの手掛りは，文書3の中に，国有地型の普及を前提としたと思われる「修正」箇所があることである。他のグバー管区への共犯者申し送り規定で，もとは，その書面の送致先は「（そこで）グバーを司るボヤールの子等」とだけ記されていたが，文書3では，次のように改められた。「ボヤールの子等と長老達と宣誓人達。」下線部は，国有地型を想定して，書き加えられたと考えられる（А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 56.）

50戸につき五十人長1名，100戸につき百人長1名を選ぶ。」[36]

ここでは，統領またはグバー長老は言及されておらず，その代わりに，городовой прикащик[37]がその統率者の地位におかれた。文書5も基本的に，その内容に変わりがない。

次に第 II 期のグバー文書について，グバー機関設置の単位とその構成（及び類型）を示す。[38]

文書 8	ベローゼロ郡のキリロフ修道院領 4ケ村，1小村	グバー長老2名，г. ц.※として農民6名	類型 I
9	メディニ・ポサード及びメディニ郡の 複数のスタンと郷	グバー長老2名 複数の г. ц. 及び書記	類型 I
10	ズブツォヴォ郡の5郷 及びその若干の付属地域	グバー長老2名 複数の г. ц.	類型 I
11	ベローゼロ郡のポサード・ベローゼロ 及び複数のスタンと郷	グバー長老2名 複数の г. ц. 及び書記	類型 I

※ губной целовальник

二つの時期を比較して特に注目したいのは，グバー管区の規模，より正確には，グバー長老の選出とその配置の空間的単位に変化が認められることである。当初グバー機関は，おおむね郡内の郷，あるいはそれに準ずる地域単位ごとに設置された。しかし，第二期では，2名のグバー長老と若干名の「グバーの宣誓人」が，郷よりはもっと大きな地域（文書9，11ではおそらく郡全体[39]）をその管轄とするようになる。文書によって多少の差異はあるが，一般的には郷単位から郡単位へのグバー管区の再編ということができる。

2. グバー機関の構成

これまでの記述からわかるとおり，地方におかれたグバー機関は，原則として二つの層から構成されていた。

政府はまず，その統率者として，士族またはそれに準じたいずれにしろ非農民的階層の人々を起用しようとした。都市や修道院領では，既に存在していた地方支配の役職（それが公的なものであれ，私的なものであれ）が，そのような要求を満たし，かつ依拠するにたるものとみなされ，グバーの責任者に「転用」された。しかし，ほとんどの農村地域で

36) Там же, стр. 58-59. 文書16もこの類型に属する。

37) グバー制度とは別の系列の地方役人で，16世紀初頭から漸次各都市に導入された。今日の通説では，やはり士族から選出され，都市において治安維持と戦時の兵員の動員や糧秣，武器弾薬の確保，城壁の保守などの任にあたったといわれる。ノーソフの研究の第1部は，この制度の研究にあてられている。См. Н. Е. Носов, указ. соч., стр. 20-197; М. А. Дьяконов, Городовые прикащики. Очерки из истории местного управления в Московском государстве XVI века,《Журнал Министерства ....》, январь, 1900, стр. 55-87.

38) 第 III 期の文書には，こうした諸点での共通性はない。例えば文書12では，トロイツェ・セルギーエフ修道院の21郡にまたがる所領に対して，数は判明しないが複数の領地管理人を責任者としたグバー宣誓人，書記などからなるグバー機関が定められ，文書14では，2郡2郷にまたがるボヤーリン・ゴドゥノフの所領に，グバー長老とグバー宣誓人がそれぞれ複数定められている。

39) 文書8，10と比較して，9，11が郡全体と考えられるのは，前者の場合と違い，こちらでは郷やスタンの固有名詞が挙げられていないためである。См. ПРП., вып. IV, стр. 179; А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 74; Н. Е. Носов, указ. соч., стр. 328-329.

は，士族支配体制がまだ準備されておらず，新しくその選出が求められた。「選ばれた統領たち」がそれで，第 II 期の文書からは，一般に「グバー長老」と呼ばれた。最後に，国有地型の場合，この点の原則の逸脱といえる。農民から選出された人々をグバーの責任者とすること，こうした事態はすべての地方で士族をグバー機関に確保するのが必ずしも可能ではなかったこと，要するに人材不足を暗示しているように思われる。

グバーの構成におけるもう一つの要素は，農民あるいは都市ポサード住民から選出された人々である。第 I 期の文書では，長老（時として百人長），十人長，善き人々などの名称で呼ばれ，グバーの任務遂行に際して，グバー長老の補佐役，あるいは下役であった。しかしいくつかの理由から，彼らがグバー改革そのものに起源をもつものとみなすのは，適当ではないと考えられる。ここではその点についてだけふれておきたいと思う。

グバー文書には，長老といわゆる「十進法制度」が，二通りの文脈において言及されている。その一つは，文書の被交付者として列挙されている場合である。前項で述べたとおり，被交付者の書き方には，いくつかのパターンがあった。大きく分ければ，「諸公，ボヤールの子等」から始まる全階層列挙のケース[40]と，全農民または全都市ポサード住民だけが交付対象であるもの[41]の二通りといえる。その際，どちらの場合でも一例を除いてすべてに，長老，百人長，十人長などが，その被交付者の中に含められている。そしてもう一つは，彼らが新しく設置されるべきグバー機関の構成要素として言及される場合である。この二つのケースで，名称こそ同じであるが違った人々のことが語られているのか，単に同一の対象を別の文脈で言及しているに過ぎないのか，が問題である。

そこで，長老，百人長以下の人々をグバーの役職に定めた部分の記述を，もう一度次に示したいと思う。文書1，2，7と文書6，では，その記述に微妙な違いがある。

文書1，2，7

①「.....各郷につき3～4名のボヤールの子等を統領とする《...учинили...в головах детей боярскых в волости человекы три или чтыре,...》，さらに，彼らと共に，長老達，十人長達及び善き人々，農民5～6名.....《да с ними старост и десятцких и лутчих людей крестьян человек пять или шесть,...》[42]。」

文書6

②「（修道院の）領地管理人を統領とする《учинили собе прикащика в головах》,...（そして）長老達，百人長達，十人長達及び善き人々を選ぶ《выбрав старост и сотских и десятских и лутчих людей》。」[43]

①の文章で意味が不明瞭なのは，「彼らと共に」(с ними) の一句である。ここの記述からは，長老や十人長などが，統領選出に際して，やはり新たに選ばれたものかどうか，判然としない。そこで②をみると，その点はっきりと書かれている。「選ぶ」(выбрав) の箇所である。従って①も同じように解釈すべきともいえる。

40) 文書1，2，7，9，10，11.
41) 文書4，5，6，8.
42) А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 51.
43) Там же, стр. 63.

しかし，第 I 期と第 II 期のグバー文書を見比べると，文書6の《выбрав》の一句は，まったく例外的で，ほかには見当たらない。一般には，①の書き方が用いられている。そして文書6には，もう一つの例外的特徴がある。先にふれたように，第 I ～ II 期のすべての文書で，その被交付者の中に長老，百人長，十人長などが含まれているが，唯一の例外はこの文書6の場合で，被交付者は単に6箇所の村々の「すべての農民」[44]と記されている。この点からすると，次のような推定が可能である。もともと長老や十進法制度が健在であった地域では，彼らはグバー文書交付の際の被交付者の中に含められ，新しく選ばれるグバーの統領に協力すべき旨が指示された。しかし何らかの原因で彼らが存在しなかったところでは，被交付者の中にその名が含まれず，新たに選出する旨が記されることになった。

さて，要するにグバー制度がその下部構造として，在来の農民的選出制度を踏襲したものであることを示唆しようとしたわけであるが，こうした見方は，ノーソフの研究でこそ採用されていないとはいえ，まったく新しいものではない。革命前のグバー研究では，C. A. シュマコーフや B. クルディノフスキー，あるいは A. Д. グラドフスキーなどが，そうした見解をとった[45]。当時はむしろ一般的な捉え方であったとさえいえる。また1960年代以降に復活したソヴェト史学における農村共同体研究（従ってその成果はノーソフの研究に直接には反映していない）でも，主として国有地における郷を単位とした農村共同体の自治を指導的に担う人々として，長老や，百人長，十人長の姿が描かれている[46]。さしあたり，理論的にそれが共同体といえるかどうかは別として，農民郷における伝統的選出制度が，グバー創出に際して利用されたとする旧説に立ちかえることには，問題がないように思われる。

グバー制度は，おそらくこうした農民郷（一部は都市ポサード）の内在的秩序と密接な関連をもっていたために，改革の初発においてはまず郷を単位として実施された。その後第 II 期に入り，グバー管区が郡規模に拡大される。その際，全郡で総数6名内外の補佐役に，もはや，長老や十人長など農民郷に由来する名称は相応しくなかった。新しい名称は，農村とではなく，国家とのつながりを顕示するものであった。十字架接吻の宣誓によって大公への忠誠を誓う「グバー宣誓人」губной целовальник[47]がそれである。

---

44) Там же, стр. 62.

45) А. Д. Градовский, указ. соч., стр. 93-102; С. А. Шумаков, указ. соч., стр. 40, 96; В. Курдиновский, указ. ст., (окт.), стр. 290-291. 当時グバーをめぐる論争は，それが特権であったか，義務であったかという点が中心であった。それについての見解の違いを除けば，オープシチナとグバー制度の関連をまったく否定する論調は，チチェーリンやクリュチェフスキーなども含めても，あまり見当たらないといえる。

46) 1960年代初頭のいわゆる国有地論争をきっかけに，ソヴェト史学の農村共同体研究が復活したわけであるが，その研究動向については，さしあたり拙稿「中世末ロシアの農村共同体—土地関係訴訟史料を通じてみたその構想—」(『スラヴ研究』, No. 27, 1981) pp. 29-34 を参照されたい。なお共同体の実態について，近年の研究でもっとも重要なものの一つと思われるのは，А. И. Копанев, Крестьянство русского северо в XV в., М., 1978 である。

47) この名称は，「グバー長老」と同様，基本的には第 II 期の最初のもの，文書8から使われ始める。

IV. 犯罪とその社会的抑圧

1. グバー制度の任務

「既に16世紀に生まれた郡におけるこの最高裁判＝警察権力は，われわれの知るように混合的性格を有していた。すなわちその権力の起源においては地方的であり，その職掌においては官署的であった。[48]」グバー制度の矛盾した性格を，B. O. クリュチェフスキーは，このように特徴付けた。「権力の起源において地方的」というとき，彼が念頭においたのはグバー長老が地方のグバー集会で選出されることであった。この点には，先にふれたとおり，制度の基層を構成したと思われる農民や都市ポサート住民の伝統的選出制度を含めて考える必要があろう。グバー制度のこうした複合的（あるいは二元的）構造は，ほぼ同時期に実施された地方改革（земская реформа）と対比すると，一層その輪郭がはっきりする。

1550年代半ばに開始された地方改革では，まず郷または都市ポサードの非特権的担税住民にやはり地域ごとに уставная земская грамота が交付され，それによって彼らにある程度の地方自治が許与されることになった。その史料には，なすべき多くの行政課題が列挙されているが，国家的利害の観点からいえば，これは第1に税制改革であった。もとは代官・郷司，その他の大公派遣の役人によってかなり複雑な費目ごとに徴収されていた税を，多くは一括金納で地方住民に課すこと，他方で裁判管轄を含めて，彼らを代官等の支配からはずし一応独自の裁判管轄区を許すこと等が規定された[49]。一般的にいえば，先に述べたとおり，16世紀前半を通じて観察される扶持制度の衰弱形骸化現象と，その最終的廃止に対応する措置の一つといえる。このとき導入された地方制度は，グバー制度と見くらべると「士族的上部構造」を欠き，農民あるいは都市民の富裕層が指導的役割を占めた。従ってその構造からいえば，国有地型のグバー制度に近いものである。よく似た制度でありながら，両者のこうした違いは，政府によってそれぞれに期待された行政的責務の性格の違いに対応している。

16世紀において，グバーの任務は，札付きの（ведомой[50]）盗賊と窃盗に対処することであった。第 I 期と第 II 期で，それぞれの任務に関する記述は，次のように位置付けることができる。第 I 期の文書では，その対象とする犯罪は，基本的に盗賊だけで，窃盗は第 II 期の文書から加えられる。また前者では，グバー機関は盗賊を探し出し，捕え，処罰するべきことが命じられてはいるが，その手続きについては簡略で部分的記述しかない。後者では，いかに行うかというまさにその手続きの点に記述の重点が移り，詳細

48) Б. О. Ключевский, Сочинения, т. III, М., 1957, стр. 149.

49) これらの点については，さしあたり拙稿「ロシアの都市自治に関する一試論——16・17世紀トロペツ市を素材として——」(『北大史学』，第22号，1982, pp. 30-47.) を参照されたい。ソヴェト史学の研究では，この点についてやはりノーソフの研究が重要である。См. Н. Е. Носов, Становление сословно-представительных учреждеиий в Росеии, Л., 1969.

50) Ведомой の具体的内容は，いまのところあまりはっきりしない。ソヴェト史学では，А. Г. ポリャークが，支配階級にとって不都合な人物を処罰しうるように，犯罪の認定に弾力をもたせたものと解釈している。(ПРП., вып. III, М., 1955, стр. 384.) См. Л. В. Черепнин, Русские феодальные архивы XIV-XV веков, ч. 2, М., 1951, стр. 328.

かつ具体的になる。

まず第Ⅰ期の文書から，その任務規定の要点を述べる。第1に，当該グバー管区において盗賊及びその共犯者（盗賊を匿うもの，掠奪品を保管するもの）を捕え，審問し，物的証拠の提示や拷問による自白の獲得によって有罪を確認し，笞刑ののち死刑に処すこと，これが総括的な任務規定である[51]。これをうけて第2に共犯者に関するいわば細則がある。捕えた盗賊から，拷問によって共犯者を聞き出し，その共犯者が同一グバー管区のものであれば，同じように処置すること，他の管区のものであれば，そこのグバー長老に書面で申し送ること，などであった[52]。第3に，捜索活動について，盗賊が，掠奪の現場からどこへ立ち去ろうとも（それが管区外であっても）追跡し，捕縛すること[53]，第4に，処刑された盗賊の財産は，グバー長老が没収し，被害者への賠償とすることなどが規定された[54]。

ところで第Ⅰ期の文書の中には，一見してこれとは異質の任務規定を含んだものがある。文書4と5で，どちらも都市型のグラーモタの場合である。そこでは，任務に関する上記の内容が，他の文書にくらべて一層簡略に書かれている反面，その独特のグバー機関の構成に対応して，次のような任務が前面に押し出されている。

「いかなるものであれ，塩を商いするために誰かの家に立ち寄ろうとするとき，あるいは（ソーリ・ガリツキーの街を通過する）旅する者があるとき，汝等は，それらのものたちを，自分達で十人長達のところに知らせる，十人長達は五十人長達へ，五十人長達はその件につき百人長達に報告する。百人長達は，五十人長達，十人長達と共に，そのものたちを監視し，いかなる人物がいかなる家にあるかを記録する。[55]」もし不審者があれば「汝等は，そのものたちを捕え，городовой прикащик の下に連行」し，両者共同で「彼らがいかなる人物かを審問」する。審問の結果，彼らが「善良な人々」であれば，その名を記録し釈放，「悪党たる盗賊」であることが判明したときは，前述のようなグバーの一般的手続きに則って処刑されることとなった。

ノーソフはこれを，農村部と都市的集落の場合との社会的条件の違い，特に人口移動の相対的激しさに対応した都市型の任務であったと解釈した[56]。文書4，5にみられる別の特徴（被処刑者の財産に関する規定—財産没収ののち被害者への賠償，残余あるときは売却し，貨幣化して保管—下線部はほかの文書にはない[57]）も，商業活動が相対的に深く浸透した都市的様相に合致し，都市型の任務という彼の解釈を補強している。

しかし他方で，任務規定におけるこの二つのタイプは，基本的性格において共通している面がある。この都市的タイプには，個別の犯罪行為によって一時的・部分的に紊乱をきたした法秩序を犯人の逮捕—処罰等によって回復するという事後処理的性格よりも，犯罪

51) 文書1，2，3，6，7.
52) 同上。
53) 同上。
54) 文書1-7.
55) Я. И. Яковлев, указ. соч., стр. 58-59.
56) Н. Е. Носов, указ. соч., стр. 266.
57) А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 59.

の未然の抑止を目指した治安体制の性格が強い。そして，先のいわば農村型の任務規定の場合にも，さしあたりは記述が簡略なため鮮明とはいえないが，同じ特徴を指摘することができる。この点は，次にグバー行政の手続きの問題にたち入れば，一層はっきりとしてくるはずである。

2. 審　問 (обыск)

さて，第二期の文書になると，こうした行政課題を果たすための細則が定められるようになる。そこには，グバー行政に動員された地方社会の独特の行動様式が観察できる。

まず，今日の通念と違って，グバーの捜索活動の開始は，必ずしも被害者たる原告の告訴だけに結びつくわけではなかった。文書9の記述から，二つのケースを読みとることができる。

① 「何人かに対し被害者が強盗の告訴を行ない，しかしそのものたちに対する告発 (язык)[58]がなく，被害者が決闘をのぞいてほかのいかなる有罪の証拠も提出しないとき，(グバーの) 長老たちは，そのものたちについて審問を開く。審問で……彼らは悪党であるといわれ，しかし……彼らの強盗 (行為) が名指しで (特定して) いわれなかったとき，長老たちはそのものたちを，審問に従い拷問に付す。[59]」

② 「審問で，何人かについて，彼らが悪党であるといわれ，しかし被害者がいないとき，(グバーの) 長老たちは，審問に従い，そのものたちを追跡し，捕え，自分たちの前に連行するよう命ずる。また，彼らの財産は，それぞれ記録したのち封印し，一件が決裁するまで保管する。[60]」

この二つの引用には，犯罪捜査の端緒となる二つの要点が述べられている。第1は，被害者の告訴に始まるケースである。彼の告訴は，物的証拠を伴わないとき，審問にまわされた。審問の評定に際しての要点は，犯罪者であることを示す客観的証拠よりは，被告の世評を吟味することにあったと思われる。その犯罪行為が特定されずに有罪とされることがありえたのは審問のそのような在り方を示唆している[61]。

第二は，被害者ではない第三者の告発が機縁となる場合である。①の引用では告発がないケースと記されているが，別の箇所には，告発によって審問が開かれる旨が記されている (「……そして何人かに対し告発がなされ，審問で彼らは悪党であるとされ，……」[62])。その際，告発者が単独であるか，複数 (2～3名) であるかによって，被告の取扱いに差異が生じた。この点は後述する。

そして，②の引用は，この第二のケースに属するものと思われる。少くとも被害者が存在しないことは明らかであるが，審問に先行して第3者の告発があったがどうかにはふれられていない。その点は，②の記述における関心が別のところに向けられているためと考

58) См. ПРП., вып. IV, стр. 384.
59) 文書9. Там же, стр. 182.「審問」に関する以下の記述は基本的に文書9に従ったので，いちいち典拠を挙げない。しかしその内容は，文書10，11，13等にも共通している。
60) 同上。Там же, стр. 180-181. См. В. Крудиновский, указ. ст., стр. 330-331.
61) 犯罪行為が特定されたとき，処罰の程度は一ランクずつ上がった。
62) 文書9. ПРП., вып. IV, стр. 181.

えられる。ここで「被害者がないとき」と記しているのは，主に，引用の最後の部分に対応している。通常被害者があれば，被告の財産は，被害額の半分に相当する額を限度として，まずその賠償にあてられ，残余は政府によって没収された[63]。ここでは，被害者がない場合の没収財産の取扱いが規定されていると考えられる。

こうした手段によって告発された人々に対して，グバー長老は，追跡，逮捕，連行を，下役たる宣誓人達（第1期では，長老，百人長等）に命じた。その任務は，厳しい連帯責任制の下に置かれ，逮捕の失敗，あるいは犯罪の黙過に対しては，賠償金の2倍に相当する罰金を含む大公による処罰が，グバー機関とその選出母体たる地域住民に下された[64]。

さて連行された被告に対して，次に審問が行われる。審問において下される評定と，それに基づく処置は，いくつかのケースに分けられる。まず第1に評定が無罪（「善良な人々である.....」）のときであるが，これについては記述がほとんどない。おそらく評定ののち釈放されることが当然であったためと考えられる[65]。

次に評定が有罪であったとき（「彼らは，札付きの悪党である.....」）。この場合審問の結果に従い，彼らはグバー長老によって拷問に付される。そこで，自白があってもなくても評定の効力によって死刑に処せられた。これは一見奇異にみえる。しかし，拷問の目的は，自白の獲得と並んで，共犯者についての供述を得ることにあったので，評定によって死刑を運命付けられた被告にあえて拷問を加える必要があったと考えられる。

第3に，評定において見解が「半々に」[66]分かれた場合で，これも二つのケースに分かれる。被告の逮捕の機縁となった第3者の告発が一人によるときと，複数（2～3名）のときである。いずれの場合にも，審問ののち拷問に付されることは変りないが，それでもなお自白がないとき，前者では，彼を無罪とした人々に身柄があづけられ，彼らに保護監

63) 「賠償額の半分を限度」にという規定は，初期の文書にはない。例えば，文書1では「財産(подворья, животы и статки）は，統領になるべき人々に引き渡す。そしてそれらは，盗賊に襲われた人々に引き渡される。」(Яковлев, стр. 52-53.) ただし，賠償後残余があるとき，それを政府に報告する旨の指示があり，こうした慣行が，のちに没収財産の被害者と政府による折半という事態に移行したと考えられる。第 II 期の文書9，10，11などに「半額の賠償 (а животы их, оченя, отдати исцом, ... вполы их исков)」という規定が登場する (ПРП., вып. IV, стр. 182).

64) この点に関する直接の規定は，第 I 期の文書にあるものと，第 II 期のものとは，若干性格が異なる。第 I 期では，犯罪の黙過に対して，地方住民自体が処罰される内容で，本論の記述もそれに従った。第 II 期の文書には，それと同じ趣旨の規定が見当たらず，グバー機関に対してではなく，審問に非協力な，諸公や，ボヤールの子等に対する罰金が定められている。第三節で述べたが，郷単位から郡単位への管区拡大に従って，グバー機関に対する政府の態度に変化が感じられる。例えば，文書9 (ПРП., вып. IV, стр. 181-182) を参照。

65) 直接には文書4の次のような記述が参考になる。「(審問において)，彼らが善良な人々であることが判明したとき，汝等は，それらの人々の名前を記録し，彼らを遅滞なく釈放する。」(Яковлев, стр. 59.)

なお，「善良な人々 (добрые люди)」といわれるのは，彼らが無罪であるという意味であり，前節に登場する地方の農民代表としての「善き人々 (лутчие люди)」という名称とは，直接関係がない。後者は，厳密には，「最良の人々」と訳すべきであろう。

66) 文字通りに訳せば「半々に」となる。《а в обыску ево назовут половина добрым; а другая—лихим, ...》しかし，当時厳密な意味での多数決が行なわれていたとは考えられず，この場合満場一致が得られず，評定が大きく二つに割れたケースを想定したほうが妥当かもしれない。cf. *Michigan Slavic Materials*, p. 39; ПРП., вып. VI., стр. 183.

督が命ぜられた[67]。後者の場合，被告は終身投獄となる。投獄中もし彼の別の犯罪行為が発覚すれば本人は死刑，同時に彼を無罪とした人々から2～3名の「善き人々」が選ばれ，笞刑に処されることになった。どちらの場合にも自白があれば，処刑を免れなかった。

共犯の告発をうけたものに対しても，やはり同様の追跡，逮捕，連行が行なわれた。逮捕，連行ののち，彼らはまず告発者（この場合には最初の被告）との対審[68]に立たされた。対審の結果は二通りである。両者の対決において告発者が被告発者をやはり共犯者に相違ないと認定したときと，その告発を取り下げた場合である。いずれにおいても，審問が開かれ，無罪ならば今度は釈放ではなく，その評定を下した審問出席者に身柄が託された。二つのケースの違いは，罰金の有無だけで，当然告発が取消されなかった前者の場合に「共犯の告発故に」罰金（выти）が課された。審問で有罪を宣告されたときについては，規定がない。最初の被告（従ってこの場合は告発者）と同じ運命を辿ったとみて間違いないと思われる。

グバー制度のこうした広義の裁判規定は，今日的観点からみれば，法体系として極めて不備なものに映る。予想されるあらゆるケースについて対応する規定が遺漏なく整えられているわけではない。刑法史的視角にたって，その欠落部分の解明を含んだ全体的再構成の作業が必要であるが，これは，さしあたり本稿の課題の範囲をこえる[69]。ここでは，史料に明示された限りで，考察を先に進めたいと思う。

こうした裁判手続のいわば主舞台であった審問は，一般的にいえば，グバー長老の下に召集された地方住民のグバー集会で行なわれた。クルディノフスキーの研究によれば，集会の召集者は，原則としてグバー長老であったが，のちには時として地方長官であり，彼らが出席者に一人ひとり訊問する形式がとられた。また1550年代以降，地方制度が導入されたところでは，そのシステムが，単独でかあるいはグバー長老と連携の形でグバー集会にいわば転用されたという[70]

ベローゼロ郡に交付された二度目のグバー文書（文書11）には，グバー集会について，次のように記載されている。

「グバー長老と宣誓人達は，一堂に会す，.....そして（余は）汝等に命ず，ベローゼロ郡の全グバーから(諸公，ボヤールの子等からあらゆる農民に至るまで——全階層の列挙)何人たりとも例外なく，各ヴィチ[71]ごとに一名召集して，汝等の下で集会するように。」「集会に多くの人々が集ったなら（グバー）長老たちは.....(集会出席者すべてを).....,

67)「保証（порука)」と呼ばれる慣行。1497年法典でも，既に知られている。詳しくは，石戸谷重郎「イワン3世の1497年法典—本文試訳ならびに註解—」(『奈良学芸大学紀要』，第8巻1号，1959年，p. 54.）を参照。

68)《Ставка с очей на очи.》

69) これらの審問手続きは，勿論直接に多くのものを1497年法典から継承している。См. ПРП., вып. III, стр. 374-413.

70) В. Курдиновский, указ. ст., (дек.), стр. 323-324, 332-333.

71)《Выть》. モスクワ時代の史料では，数通りの意味で用いられる。「部分」を表わす一般的な意味から派生して，一定の土地区画や課税単位を表わす場合が多い。グバー文書において，一方で罰金（の一部）という意味で用いられているが，ここでの用法は，グバー集会への参加者を選ぶいわば選出区として，既存の課税単位が用いられていると考えられる。Cf. *Michigan Slavic Materials*, p. 37; Словарь русского языка, вып. 3, М., 1976, стр. 269.

選ぶところなく（次のように）審問する，ベローゼロのポサードと郡の彼らのグバーで，誰が悪党たる盗人や盗賊であるか，盗人や盗賊が誰のところに立ち寄り，掠奪品を運び込んでいるか，誰のところから掠奪に出ているか，掠奪品をそれと知りながら買いとっているのは誰か。[72]」

またこうした集会の規模については，知り得るところは少ないが，A. A. ジミーンと A. Г. ポリャークの紹介する二つの史料からは，次のような結果が得られる。

1558年のあるグラーモタによれば，審問集会の出席者，ボヤールの子等11名，修道院長1名及び司祭7名，長老達，宣誓人達，及び農民あわせて149名，総計168名の集会，また1550年のある判決書（правая грамота）では，修道院長1名，司祭4名，ボヤールの子等4名，領地管理人12名，ボヤールの家人1名[73]，宣誓人と農民あわせて261名，総計283名の審問の例が記されている[74]。

3. 犯罪の社会的性格

ところで，この審問の実際は，モスクワ国家の所期の目的からみると，必ずしも満足のゆくものではなかったと思われる節がある。1556年8月21日付の「グバーに関する決議」で，政府は早くも苦言を呈せねばならなかった。「決議」冒頭には，審問で多くの人々が徒党を組んで偽りの証言を行い（「ある一派は原告の，他の一派は被告の弁護をして……」），そのため再度審問を開かせると，その同じ審問出席者たちが，また違った証言をし，審問が十分にその機能を果たしていないなどの政府の現状認識がもられている。こうした「恣意的」運用を克服しようとして，その「決議」を発した訳である[75]。

グバー制度に際して採用された一つの原則，即ち審問制度に端的に表われている社会的相互監視の体制は，直接には，それに先行する警察制度の不備に由来する。かつて行なわれていたように有事に際して中央から役人を派遣する方法は，地方社会そのものに深く潜行する無法を摘発するには適さなかった。人物の同定や彼の人的つながり，その追跡や居所の確認など，犯罪捜査に必要なテクニカルな事項をみたすには，地方住民の協力が不可欠であった。グバー制度は，一言でいえば，その協力を恒常的に確保するため，連帯責任制の下に彼ら自身を当事者にしたてあげた体制ともいえる。

もちろんこうした「民衆的基盤」は，そのあるがままの姿で利用するわけにはいかなかった。国家制度の有機的構成要素として，いわば服従の刻印が必要であったといえよう。モスクワ国家と地方社会との相互関係は，時として不一致を露呈することもあったからである。「決議」にみられる政府の不満は，そのことを表明している。

さて，そこで直接問題となっているのは，審問に参加した人々の「犯罪」に対する認定

72) А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 74.

73) 《Боярский человек》. 一般には「ボヤールの奴隷」と訳すべきであろう。しかし，1名だけ参加しているところをみると，その社会的地位は，一般の奴隷と同じとは思われない。

74) ПРП., вып. IV, стр. 394-395. これらの人数は，郡全体の集会としては，一見して少な過ぎる印象を受ける。しかし，それが全員集会ではなく，各ヴィチ1名の参加者によることは既に述べた。同時に，А. И. コパネフが報告する当時の郷集会の規模に比較すれば，ある程度納得のゆく人数といえる。15世紀中頃から16世紀末まで北ロシア・クロストロヴォ郷の12回の郷集会の出席者数は，コパネフによれば平均50名強であった（Крестьянство Русского Севера в XV в., стр. 220.）。

75) ПРП., вып. IV, стр. 363-364.

の仕方や態度が，必ずしも政府の期するところに一致しなかったことである。政府は，グバー文書冒頭に挿入した「嘆願」で，盗賊を社会のいわば異分子として描き出し，彼らの暴力に曝され，彼らに対峙する地方の人々に自治的特権を与えるという建前をとった。しかし実際には無法と合法の境目はそれほど単純ではなく，従ってこのような建前は，グバー文書の記述全体を矛盾なく貫くことはできなかった。

かって Б. Д. グレコフは，この時期問題となった「犯罪者」の社会的性格について，次のように述べた。「もし住民の何らかの部分がこれらの『盗賊』を匿っているとすれば，彼らはまったく通常のもの（犯罪者）ではないという主張には同意できる。問題となっているのは，疑いもなく……農民やホローブの（社会的）運動なのである。[76]」盗賊や窃盗の被害を蒙る人々のいる一方，グバー文書で，不自然なほど盗賊を匿い，根城を提供し，分け前に与ろうとする共犯者の摘発が強調されている点を捉えたものである。ノーソフも，史料的検討の末，ほぼ同じ見方に達した[77]。階級的抵抗を抑圧するまさしく支配の手段としてのグバー制度という評価である。

こうした理解は，基本的には支持しうると思われる。ただし，そうした農民的抵抗が，モスクワ国家によって「通常の犯罪」と同一視された場合も少なくなかったという意味で。一般的にはもう少し広く考える必要がある。確かに，共犯者規定は，これら「犯罪」が農村社会に埋没していることを予想させ，また，「保証」の慣行（地域住民の一部による被告の身柄引受）などが可能であったことからみても，「犯罪者」そのものが，職業的犯罪者として特殊化しているような事例だけを想定することはできない。要するに多くは農民の衣をまとっていたであろうことは予想できる。

しかし他方で，審問の有様（特に評定が「半々」に分かれた場合の規定など）や，先の1556年の決議の記述は，農民のあいだでさえ被告発者に対する評価が分かれたことを示唆している。その点で，単純明解な階級対立の図式は描きにくい。このような場合では，審問参加者たちが，法と不法という政府が彼らに押し付けようとした基準よりは，地縁，血縁などの結合の度合いを規準とした彼ら自身の論理に忠実であったことを示しているのではなかろうか[78]。むしろこうした法観念の相違の中に，階級的対立の一つの相が表現されているように思われる。

最後に，グバー制度のまさしく階級的な側面に触れておこう。先に述べた服従の刻印の問題である。以上のような状況の下で，国家の観点を失わずにグバー制度が有効に機能す

76) Б. Д. Греков, Крестьяне на Руси с древнейших времен до XVII века, кн. II, М., 1954, стр. 290.

77) Н. Е. Носов, указ. соч., стр, 208-210. 国有地農民とある修道院の土地をめぐる対立の渦中で，1550年に農民による42名の修道僧の殺害事件が起きた。17世紀の文書は，これら農民を「盗賊」と伝えているという。この例などを紹介しながら，ノーソフも，史料にある「悪党たち」が，普通の意味の犯罪者ではないことを指摘する。

78) この点に関連して，グバー機関の職権濫用を戒めた次の規定が興味深い。「そして何人も земское дело や何らかの争いにおける敵意故に，何人に対して復讐してはならない……。」земское дело を，英訳史料集では，「盗賊事件に無関係の事柄で」と訳している。本来のグバーの任務に関係のない地方社会の事情に起因する対立に，グバーの権限が濫用されることを禁じた，と解釈できると思われる。Cf. *Michigan Slavic Materials*, p. 34.

るためには，地方に配置されたグバー長老を中心とした士族層による地方住民の政治的掌握が不可欠であった。彼らは，グバー制度の普及とほぼ相前後して，授封によって次第に農村社会に浸透してゆきつつあった[79]。所領経営やその社会身分において最も強く，また直接に大公権に依存する点で，それだけ忠実な国家的役割の担い手であるはずであった。その実際の姿について，史料は多くを語らないが，次のような記述は彼らのある側面を示しているように思われる。

1555年1月8日付「盗賊の件に関する勅命」

第7条「都市や郷において，大公のグバー長老が選出され，それらの長老たちが命令に従わず，十字架への接吻（による宣誓）を行なおうとせず，任務を果たそうとせず，ツァーリにして大公のグラーモタに従おうとしなければ，それらの長老たちは馬車で送られ，投獄される。そして（そののち）監獄から釈放される（.....）旅費は彼らから徴収する。そしてそののち，盗賊に関する件を担当し，訓令に従い.....（その任務を）果すことを，彼らに命ずる。」[80]

第8条

「そしていかなる（グバー）長老であろうとも，十字架接吻ののち.....自分の都合でモスクワに住もうとし，モスクワから出立しようとしなければ，それらの長老達はモスクワから（強制的に）立ちのかせる，そして再びモスクワに現れ，モスクワから出ようとしなければ，彼らを一時投獄する。[81]」

第7条の述べる状況は比較的明瞭である。地方におけるグバー長老の選出と，それにもかかわらず彼らがその任務に就こうしなかった場合に，一時モスクワに連行され投獄された。「旅費（прогон）」とは，その際の移送費用と考えられる。第8条は二通りに解釈できる。第1はモスクワの士族中から，任命によって必要な地域へのグバー長老の派遣が政府によって決定されたが，それに従おうとしなかった場合。あるいは第2に，授封によって地方に配置され，またそこでグバー長老に選出されながら，もともとそこに定着しようとする意志に欠け，モスクワを出ようとしない場合である。一種の中央志向現象というべきであろう。

いずれにしろ，ここで興味深いのは，扶持制度を原理として，様々の収入が約束された代官職等の場合と違って，グバー長老の職務はあまり猟官の対象とはみなされず，忌避されるケースも少なくなかったと思われる点である。また，この規定では，グバー長老の不服従に対して，政府が比較的軽い処罰で臨み，その後職務への復帰を求めている。グバー文書自体には，グバー長老の職務怠慢や恣意的運用に対して，時に死刑や「永遠の失寵」といった厳しい処罰規定までがもられているのにくらべれば[82]，政府側の一種の譲歩を感

79) 士族による封地制の普及過程については，例えば次を参照。Ю. Г. Алексеев и А. И. Копанев, Развитие поместной системы в XVI в.,《Дворянство и крепостной строй России XIV-XVI вв.》, М., 1975, стр. 57-69. また，その土地制度の実際については，浅野明「16世紀前半ロシアの知行地制—ノヴゴロド地方の事例研究—」,（『西洋史研究』新輯第12号，1983年，pp. 53-92）を参照されたい。

80) ПРП., вып. IV, стр. 358.

81) Там же.

82) А. И. Яковлев, указ. соч., стр. 81, 87, 99.

じさせる。

第3節でも言及したが，ここにみられる落差は，おそらくは地方における人的資源の不足に関連して，グバー制度実施過程における妥協的現実の一端を示唆するものではないだろうか。

5. おわりに

以上，グバー制度の実態をめぐって，一応の検討を終えた。推論の域を出ない多くの点また筆者の問題関心に強くひきつけられて，概観にしては，少なからぬ論点を素通りしてきたことなどは，いずれ別の機会に再考を試みたいと思う。ここでは仮説的ではあるが，グバー制度の歴史的位置についてふれ，考察を締めくくることにする。

さて，本稿で特に留意したのは，いわゆる中央集権化過程を多少とも立体的に捉えられないかという点であった。通常集権化の過程は，上から下へ，中央から地方への権力機構の浸透によって説明される。しかしこの過程の歴史的現実は，程度の差こそあれ，構想された新しい秩序のプランと社会の伝統的要素との混淆であったはずである。そして行政制度の地方における再編は，特にそうした現象が顕現するものではないかと考えた。このような視点から16世紀ロシアを観察した場合，国家の成長と地方社会の従属の強化という光芒の陰に，両者の服従，対立，依存などの相互作用の諸相が潜んでいることがわかる。ここには，中央集権化過程の普遍性ではなく，その歴史的特質の問題が横たわっているように思われる。

かつてチチェーリンは，15世紀から17世紀末まで（即ちピョートル改革まで）のモスクワ国家のほとんどの政策的措置が，第1義的には財政的見地に貫かれていることを指摘した[83]。このことは，当時の多くの改革行為の場合に妥当するように思われる。しかし，この点でグバー制度は若干異質であったといえる。もちろん，この場合にもそのような関心が政府に皆無であったわけではない。どちらかといえば，時代を経るに従い，グバー文書にも，国家に納められるべき収入の規定が厳密化され任務全体の中で比重を高めてくる傾向がある。しかし，例えば1497年法典に収められた代官裁判に関する多くの条項が，何よりも裁判における手数料等，期待される収入の規定に腐心しているのに比べ[84]，グバー文書のその種の条項は，はるかに後景に退いている。当時の行政機構としては，全体としてその本来の任務に忠実な仕方で構想されたという点は，認められよう。

グバー制度をもたらした直接の原因は，本論で繰り返し述べたように，先行する地方行政制度の不備にあった。1550年代半ばの扶持制度の廃止が，もっとも象徴的事件である。チチェーリンが指摘するように，扶持制度は，国家的課題を個人の利害に結びつけて実現しようとするもので[85]，そこには行政課題の遂行の効率とそれなりの客観性を保障する要因が，皆無とはいわないまでも希薄であった。その欠落を何かの手段で補うために，様々の試行錯誤が行なわれたのであるが，16世紀ロシアの歴史的諸条件において，その解答を，いわゆる官僚制的行政機構の創出に求めることは不可能であった。グバー制度におい

83) Б. Н. Чичерин, указ. соч., стр. 576.

84) 1497法典の内容については，石戸谷重郎氏の前掲論文「イワン3世の1497年法典—本文試訳ならびに註解—」を参照されたい。

85) Б. Н. Чичерин, указ. соч., стр. 22.

て採用された方式，即ち地方社会の伝統秩序に直接依存し，それを国家制度に改変してゆこうとしたモスクワ国家の方途は，もっとも現実的手段の一つであったといえよう。

グバー文書は，その内容の本質的特徴において，地方住民に重い負担を課す義務規定であったにもかかわらず，すべての住民に呼びかける形式で書かれ，また「嘆願」の挿入によって，この改革が国家ではなく地方社会の側の利害に発しているという体裁をとらなければならなかった。この点は，ツァリーズムと地方社会，両者のそのような相互関係を反映しているように思われる。

Local Communities in the Sixteenth-century Russia
A Study on the *Guba* Institutions

Toshinori YOSHIDA

In the late fifteenth century Russia threw off the so-called Tatar Yoke and then recovered its unity. But this political and military triumph, under the direction of the newly rising Principality of Moscow, did not automatically result in the integration of Russian society. During the following hundred years, therefore, not a few administrative reforms were initiated by the state. One of them was the introduction of the so-called *guba* institution into Russian local communities. By means of the *guba* the state intended chiefly to suppress banditry, which was prevalent in many districts at that time.

In this survey of the *guba*, I seek to throw light upon several aspects of relations between the local communities and the centralized state. This paper consists of four parts and conclusion;

I. Introductory Note
II. The Evolution of the *Guba* (from 1539 to 1702)
III. The Structure of the *Guba*
IV. Social Character of the Bandits
V. Conclusion

Guba authorities were first individually introduced by charters to certain districts in the late 1530's and remained the most adequate bodies to maintain public order in local communities until Peter the Great abolished them in 1702.

There were several reasons for the enactment of the reform. The most important was that the preceding local institutions did not perform their duties well and did not succeed in suppressing banditry. Before the 1550's, city and rural vicegerents were accredited to each district to perform the official duties on the basis of the

"feeding" system (кормление). However, as B. N. Chicherin judged, there was no way to force these officials to be diligent for the sake of the state or the communities. Because of this defect, the feeding system was terminated in the mid-1550's, and afterwards the local administration was organized on the basis of another principle.

Guba institutions were first set up in each canton or *volost'*. Three-four local servitors were elected chiefs of institution by the inhabitants of each district. Emphasizing this aspect, most Soviet historians consider the *guba* as organs for the suppression of the anti-feudal resistance offered by the peasantry. This interpretation seems to have grasped only one important aspect of the *guba*.

Examing the *guba* charters, we can find peasants and townsmen playing significant roles as well as the servitors in the *guba* administration. As assistants of the latter, their elected representatives, *elder-men* (старосты), *hundred-men* (сотские), *ten-men* (десятские), performed such *guba* duties as the pursuit and arrest of bandits, maintenance of prisons, and so on. Moreover, in the so-called black lands, peasants themselves were sometimes elected as chiefs. These features should not be overlooked.

As mentioned above, about the middle of the sixteenth century the state was groping forward a more effective system of local government in place of the feeding system. Nevertheless, the state could not institute bureaucratic organizations in all localities exclusively with its own limited resources. The state found the most available expedients to make up for the shortage in the peasant communes or *obshchiny*. To secure the communes' support was almost the only way for the state to harness the local government to its own tasks. To put it simply, the state used the long-existing peasant organizations as frameworks of its local administration at the beginning of the *guba* reform.

Although sometimes running against the state interests, the communes continued to support the *guba* institutions. This may be why the *guba* survived more than a century and a half.